

【患者活動サロン使用規程】

(目的)

第1条 本規程は、独立行政法人国立病院機構施設管理細則第12条の規定に基づき、北海道がんセンター内の患者団体専用室（以下「患者活動サロン」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(施設管理)

第2条 「患者活動サロン」の施設管理は、管理課が行う。

(使用許可の範囲)

第3条 「患者活動サロン」を使用できる者は、次に掲げるものとする。
なお、公共の施設であることから営利目的、政治・宗教目的での利用はできないものとする。

- ① 北海道がん患者連絡会加入団体
- ② その他院長が特に許可した者

(使用時間等の制限)

第4条

- ① 「患者活動サロン」の使用時間は原則として10時00分から12時00分、
13時00分から15時00分までとする。
- ② がん支援活動の内容により、あらかじめ使用時間の延長が許可されたもの
についてはこの限りではない。
- ③ 定期的な使用を希望できる日は、土曜、日曜以外の日とする。

(使用手続き)

第5条

- ① 第3条に掲げる者が「患者活動サロン」の使用を希望するときは、使用申請書（様式1）をがん相談支援情報室に提出し、院長の承認・許可書（様式2）を得なければならない。
- ② 使用申請は、原則として使用予定日の1か月前から1週間前までの間に行うこととする。
- ③ 院長は、利用申請の内容を確認し、支障がなければ利用を承認し、当該団体にその旨を通知する。

(使用料の免除)

第6条 「患者活動サロン」の使用料は免除する。(電気、水道料金を含む)ただし、その他経費については使用者が負担するものとする。

(使用の取り消し)

第7条 使用許可後、これを取り消し、または、変更しようとするときは、その都度すみやかにがん相談支援情報室に申し出こととする。

(鍵の受け渡し)

第8条 「患者活動サロン」の鍵は、がん相談支援情報室から受け取り、使用が終了したら返還することとする。

(使用者の心得)

第9条 使用者はこの規程に定めるもののほかに、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- ① 火災予防に万全を期すこと。
- ② 電気、水道の節約に努めること。
- ③ 室内設備の備品等は、丁度に取扱い、使用後は必ず整理整頓すること。
- ④ 備品の持ち込みは許可を受けること。

附則

この規程は平成19年8月18日から施行する。

この規程は平成30年2月16日に改定し、同日より施行する。

この規程は令和6年6月1日に改定し、同日より施行する。